

令和元年三重県議会定例会 予算決算常任委員会 教育警察分科会

I 議案補充説明

ページ

<予算関係>

議案第3号	「令和元年度三重県一般会計補正予算（第2号）」 （教育委員会関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
-------	--	---

<条例関係>

議案第8号	「公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例案」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第13号	「公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例案」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

令和元年6月21日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第3号

令和元年度三重県一般会計補正予算(第2号) 【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	23,922,140	797	23,922,937
	小学校費	54,862,926	—	54,862,926
	中学校費	30,437,551	—	30,437,551
	高等学校費	35,032,953	157,616	35,190,569
	特別支援学校費	12,116,194	24,000	12,140,194
	社会教育費	577,781	—	577,781
	保健体育費	503,493	1,278	504,771
合計		157,453,038	183,691	157,636,729

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内容
教育総務費				
災害時学校支援事業費	0	797	797	災害時における学校支援のための仕組みの構築に係る経費の皆増
高等学校費				
校舎その他建築費	1,748,607	157,616	1,906,223	老朽化対策および空調整備等に係る委託料等の増額
特別支援学校費				
特別支援学校施設建築費	159,483	24,000	183,483	老朽化対策等に係る工事請負費等の増額
保健体育費				
運動部活動支援事業費	146,102	1,278	147,380	全国中学校体育大会開催準備に係る負担金等の増額

議案第8号

「公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例案」

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法が改正され、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されるとともに、会計年度任用職員に対し期末手当の支給が可能となったことに鑑み、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものである。

2 制定内容

(1) 目的 (第1条)

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する事項を定めることを目的とする。

(2) 定義 (第2条)

この条例の対象とする職員を会計年度任用職員とする。

(3) 報酬の額 (第3条)

① 会計年度任用職員の報酬は日額、時間額又は月額とする。

② 会計年度任用職員の報酬の上限額を定める。

③ 公立学校職員の給与条例に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。

(4) 報酬の支給 (第4条)

会計年度任用職員が勤務しない日数及び時間数の報酬の額は支給しない。

(5) 費用弁償 (第5条)

会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費条例の適用を受ける職員の例により、その費用を弁償する。

(6) 期末手当 (第6条)

期末手当の支給対象者、額及び支給に関し必要な事項を定める。

(7) 実施に関し必要な事項 (第7条)

条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

※会計年度任用職員

公立学校では、担当教科の授業を行う非常勤講師、事務職員の補助を行う業務補助職員等を予定

議案第13号

「公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法が改正されたことに伴い、規定を整備するものである。

2 改正内容

- (1) 条例の対象となる非常勤職員から「非常勤の講師及び助手」を除外する。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。